

待遇に関する事項等の説明

(派遣労働者として雇用しようとするとき(面接時等))

派遣労働者として雇用しようとする者に対して説明が必要な事項です。
(登録型派遣における登録状態にある方だけではなく、いわゆる常用型派遣において新たに労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合にも説明が必要です。)

1. 待遇に関する事項

(1) 派遣労働者として雇用した場合の賃金の額の見込

月額 200,000 円～250,000 円

派遣労働者の能力・経験・職歴・保有資格等を考慮のうえ、雇用した場合の賃金の額の見込をご記入ください。
賃金の額の見込については、**書面の交付等**による説明が必要です。

(2) 想定される就業条件等について

派遣期間：令和◆年4月1日～令和◆年9月30日

就業場所：大分市内

就業日：月～金(祝日を除く)

就業時間：9時～18時(休憩1時間)

教育訓練内容：〇〇

福利厚生：休憩室有、更衣室(ロッカー付)有

説明時点で説明可能な事項について説明することで、差し支えありません。

(3) 労働、社会保険の加入について

雇用保険：週の所定労働時間が20時間以上あり、かつ、31日以上雇用見込みがある場合、加入します。

健康保険・厚生年金保険：フルタイム又は週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイムの4分の3以上の場合、従業員が常時51人以上であり(2027年10月より36人以上)、週の所定労働時間が20時間以上で2箇月を超える雇用見込みがある場合、加入します。

〔 予定している派遣先(株式会社大分商事 別府支店)の就業条件においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各労働・社会保険にすべて加入します。 〕

予定している派遣先がある場合は、上記の加入要件に替えて、()内のような加入の有無の明示が必要です。

2. 事業運営に関する事項

別添、会社パンフレットをご覧ください。

3. 労働者派遣制度の概要

別添「派遣で働くときに特に知っておきたいこと(派遣労働者の皆さまへ)」をご覧ください。

※「労働契約申込みみなし制度」の内容を含めること。

御社の概要をご記載ください。「別添会社パンフレットによる」等記載し、概要の記載された会社パンフレットを添付することも可能です。

4. キャリアアップ措置の内容

(1) キャリアコンサルティング相談窓口・利用方法

相談窓口：●● ●● 電話番号：097-●●●-●●●●

利用方法：上記の連絡先へ相談希望の旨を申し出てください。

「派遣で働くときに特に知っておきたいこと(派遣労働者の皆さまへ)」は厚生労働省のホームページからダウンロードしていただけます。又、事業主独自のパンフレットを使用することも可能です。
労働者派遣法に改正があった場合は、改正法の内容についても説明することが求められます。

(2) 教育訓練の計画の内容

別添、「教育訓練計画」をご覧ください。